

はしがき

近年、弁護士人口の増加や情報化社会の影響もあり、一般人が弁護士にアクセスしやすくなりました。その結果、被疑者の逮捕前に弁護士が依頼を受け、弁護活動をする機会が増えました。

平成 28 年に改正刑事訴訟法が施行され、被疑者国選弁護人が選任される事件の対象が勾留状が発付されたすべての被疑者に拡大された結果、捜査機関が弁護人の選任されていない逮捕段階での取調べに注力するようになり、その影響で、逮捕段階の弁護活動の出来不出来が後々の終局処分に多大な影響を及ぼすケースが見られるようになりました。

さらに、平成 21 年に裁判員裁判が導入されたことと時を同じくして勾留判断が慎重になされるケースが目立つようになり、弁護人が逮捕段階から不必要な身体拘束を回避するための弁護活動をするべき事案が増えました。

このように、被疑者段階の弁護活動を取り巻く状況が大きく変容しており、特に逮捕前・逮捕直後の弁護活動が極めて重要になってきています。しかしながら、こうした逮捕前の弁護活動、逮捕段階の弁護活動、勾留回避に向けた弁護活動に紙幅をとった書籍はあまり見られないのが実情です。

そこで、今般、こうした近年の状況に対応した「今、求められている」刑事弁護活動のために意識すべきポイントをまとめ、幅広い実務家の方々に生かしていただくことを目指して本書を執筆いたしました。

第 1 章では総論として、被疑者段階の刑事弁護活動の現状を分析し、逮捕前、勾留決定前、勾留決定後において弁護人に求められている事柄を記載しました。

それを踏まえ、実際の事件の流れに沿って、逮捕前の弁護活動（第2章）、勾留決定回避に向けた弁護活動（第3章）、身体拘束からの早期解放に向けた活動（第4章）、不起訴、公判に向けた活動（第5章）について解説しました。

また、第6章では接見に関する説明を扱います。

本書は実務にすぐに生かしていただくことを目標にしておりますから、各章において、事件や被疑者の類型ごとに具体的に説明することを心がけております。

さらに、第7章では関連判例・書式集として、関連する裁判例をご紹介しているほか、手続き上必要となる文書のテンプレートを多数収録しております。必要に応じてご活用いただければと思います。

多くの経験や現状を踏まえたものとはいえ、実務では常に個々の事件ごとに状況が変わってきますから、本書ではあらゆる場面を網羅できているわけではないことにはご留意ください。適宜本書の内容を応用しながら、目の前の事案に合わせてマニュアルとして参考にしていただければ幸甚です。

令和2年9月
井上 倭

CONTENTS

第1章 被疑者段階の弁護活動の現在

1 逮捕前の弁護活動の重要性	2
2 勾留実務の状況	4
(1) 以前の勾留実務の状況	4
(2) 現在の勾留判断と刑事弁護活動の状況	5
3 黙秘権を使用しない事案において、勾留決定を回避 できる可能性を検討すべきことが弁護人のスタンダードとなっていること	8
(1) 弁護人が何もしなければ、不必要的勾留を回避するこ とができるない！	8
(2) 不必要な勾留を回避することのメリット	9
4 身体拘束からの早期解放をすべきか黙秘をすべきか の判断の重要性	12
(1) 黙秘権とは	13
(2) 黙秘権を使用すべき場合について	13
(3) 黙秘権を使用せずに弁護活動を行うことを検討すべき 場合とは	16
5 身体拘束からの早期解放は、逮捕～勾留決定日の3 日後までの7日間が勝負 !!	19

第2章 逮捕前の弁護活動

1 逮捕前の弁護活動とは	22
(1) 逮捕前の弁護活動の必要性	22

(2) 逮捕前の任意捜査の正しい姿、捜査に対する裁判所の判断	22
(3) 逮捕前の任意捜査（職務質問等）に対して弁護士が求められる役割	24
(4) 逮捕前の捜査機関への働きかけ	25
2 類型別の弁護活動	27
(1) 職務質問後、任意同行を求められているケース	27
(2) 任意同行後、取調べを受けているケース	34
(3) 逮捕が予見されているケース	39
(4) 痴漢が疑われているケース	42
3 自首に関する弁護活動	44
(1) 自首とそのメリット	44
(2) 自首を目指すべき場合	44
(3) 自首が成立しない場合にも一定程度の効果が期待できること	46
(4) 自首する場合の手続	46

第3章 身体拘束からの早期解放に向けた勾留質問日までの弁護活動（勾留決定回避に向けた弁護活動）

1 黙秘と身体拘束からの早期解放	50
2 早期の初回接見を実現する！	51
3 初回接見前の準備	55
4 初回接見の際の持ち物	56
(1) 初回接見の際の持ち物リスト	56
(2) 持ち物リストの説明	57
5 初回接見の際に説明すべきこと	63
6 初回接見の際に聴取すべきこと	64
(1) 被疑者の属性	65
(2) 被疑事実の把握	69

(3) 証拠構造の把握	71
(4) 逮捕に至る経緯	73
(5) 情状に関する事実	75
(6) 身元引受人の有無	76
(7) 被疑者の心情	78
(8) 勾留により被疑者に生じる不利益の有無等	79
7 初回接見の際にすべきことのまとめ	80
8 黙秘権を行使すべきか、身体拘束からの早期解放を目指すかの見極め	82
9 初回接見終了後に行うこと（身体拘束からの早期解放に向けた活動を行う場合）	83
(1) 身元引受人候補者への連絡（打ち合わせの予定を組む）	83
(2) 身元引受人らとの打ち合わせ	83
(3) 2回目の接見	85
(4) 示談交渉、示談書の作成	86
(5) 証拠構造を裏付ける資料の収集	86
(6) 勾留により生じる不利益を裏付ける資料の収集	86
10 檢察官面接、検察官に対する意見書の提出	88
(1) 檢察官面接、検察官に対する意見書の作成	88
(2) 檢察庁での接見	88
11 裁判官面接、裁判官に対する意見書の提出	90
(1) 裁判官面接、裁判官に対する意見書の作成	90
(2) 裁判官面接	91
(3) 裁判所構内での接見	92
12 少年被疑者の場合の留意点	94
(1) 少年の勾留に関する留意点	94
(2) 家裁送致後の手続を見据えた聴取事項	95
13 外国人被疑者の場合の留意点	96
(1) 通訳人の確保	96
(2) 接見時に持参すべきもの	96
(3) 聽取すべき事項	97

第4章 勾留決定後の弁護活動1（身体拘束からの早期解放に向けた活動）

1	勾留決定を争う	102
(1)	準抗告	102
(2)	特別抗告	103
2	勾留延長を阻止する	104
(1)	検察官、裁判所への意見書の提出、準抗告、特別抗告等	104
(2)	勾留理由開示請求	105
3	勾留期間を短くする	106
(1)	勾留取消請求	106
(2)	準抗告、特別抗告	106
4	勾留決定回避に向けた弁護活動を行うことの副次的メリット	107
5	保釈請求の準備	109

第5章 勾留決定後の弁護活動2（不起訴、公判に向けた活動）

1	黙秘権	112
(1)	黙秘権について	112
(2)	黙秘権行使による不利益	112
(3)	黙秘権行使に対する違法な取調べへの対応	113
2	署名・指印の拒否	115
3	取調べの可視化	116
4	証拠収集	118
(1)	被疑者・関係者供述の書面化	118
(2)	現場の保全（現場調査）	119
(3)	証拠の確保	119

(4) 弁護人が行うことができる証拠収集方法	122
(5) 弁護人が証拠収集するにあたって気を付けるべき点	126
5 示談交渉	127
(1) 示談に向けた準備	127
(2) 示談の内容	128
(3) 被害者との連絡	131
(4) 示談交渉の場所	132
(5) 示談交渉	132
(6) 示談交渉を成立させることができなかつた場合	133
6 取調べ内容の記録	134
7 外国人被疑者の場合の留意点	136
(1) 外国にいる親族・知人などからの証拠の入手	136
(2) 在日領事館、在日大使館からの証拠の入手	137
8 少年被疑者の場合の留意点	138
(1) 家裁送致日の確認	138
(2) 家裁送致に向けた準備	138

第6章 接見

1 弁護人と被疑者との接見	142
(1) 留置場における接見	142
(2) 拘置所・刑務所在所中の被疑者との接見	144
(3) 逮捕直後の接見	149
(4) 検察庁構内での接見	151
(5) 裁判所構内での接見	153
(6) 接見室内への電子機器の持込み・使用	156
2 文書、物品等の授受	159
(1) 信書の授受	159
(2) 即時の信書等の差入れ・宅下げ	160
(3) 信書以外の物品の差入れ	161
(4) 被疑者が外国人の場合の人道的配慮	162
(5) 信書の授受に関する付隨する問題点	163
(6) 外国語で書かれた信書の差入れ・宅下げ	164

3 弁護人以外の者と被疑者との接見	165
(1) 総 論	165
(2) 接見等禁止決定	165
(3) 接見等禁止決定に対する準抗告	166
(4) 接見等禁止（一部）解除の申立て	166
(5) 信書の授受についての一部接見等禁止解除申立て	167
(6) 解除を行わないこと（解除が不十分であること）に対する準抗告	169

第7章 関連判例・書式集

1 関連判例・裁判例	172
1 最高裁判所第一小法廷昭和53年9月7日判決要旨	172
2 最高裁判所第二小法廷平成15年2月14日判決要旨	173
3 最高裁判所第一小法廷平成26年11月17日決定要旨	174
4 横浜地方裁判所令和元年11月20日判決要旨	175
5 京都地方裁判所昭和47年8月17日決定要旨	177
6 京都地方裁判所平成30年10月25日決定要旨	178
7 横浜地方裁判所平成20年10月24日判決要旨	179
8 最高裁判所第三小法廷平成12年6月13日判決要旨	181
9 最高裁判所第三小法廷平成17年4月19日判決要旨	183
2 書式	186
1 初回接見時聴取事項リスト	186
2 弁護人選任届	189
3 身元引受書（身体拘束からの早期解放を目指す場合）	190
4 電話聴取書（身体拘束からの早期解放を目指す場合）	192
5 契約書（身体拘束からの早期解放を目指す場合）	194
6 嘆願書①（身体拘束からの早期解放を目指す場合）	195
7 嘆願書②（被疑者と被害者が同居している事情がある場合）	196
8 供述録取書	197
9 勾留請求せず釈放することを求める意見書（検察官宛）	198
10 勾留請求却下を求める意見書①（万引きの故意否認の事案）	203

11	勾留請求却下を求める意見書②（公然わいせつの故意否認の事案）	208
12	準抗告申立書（公務執行妨害、傷害の否認事案）	213
13	示談書	217
14	被害届取下げ書	219
15	告訴取消し書	220
16	可視化申入書	221
17	接見等禁止解除申請書（被疑者の家族・知人等）	223
18	接見等禁止決定一部解除申請書（被疑者差入れ用・発信用）	226
19	接見等禁止決定一部解除申請書（受信用）	227
20	準抗告申立書（接見等禁止決定に対する準抗告）	228
21	証拠保全請求書	230

第1章

被疑者段階の 弁護活動の現在

1 逮捕前の弁護活動の重要性

昨今、薬物事犯などで、職務質問や任意同行に問題があり、その後採取された尿の鑑定書に証拠能力がないとして無罪を争う事例が増えています¹。

違法に収集された証拠物の証拠能力については、令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが、将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合においては、その認拠能力は否定されることとされています²。

しかし、鑑定書の証拠能力が否定され無罪と認められる事例は少なく、多くが職務質問や任意捜査を適法³ としたり、違法とは認めつつも鑑定書の証拠能力は否定されず有罪と判断⁴ されたりしてい

-
- 1 捜査が違法のため鑑定書などの証拠能力が否定され被告人が無罪とされた裁判例として、浦和地裁平成4年2月5日判決（判例時報1418号13頁）、仙台高裁平成6年7月21日判決（判例時報1520号145頁）、静岡地裁浜松支部平成28年9月5日判決、東京高裁平成28年6月24日判決等が挙げられます。
 - 2 最高裁第一小法廷昭和53年9月7日判決（第7章172ページに要旨を掲載）、最高裁第二小法廷平成15年2月14日判決（第7章173ページに要旨を掲載）参照
 - 3 捜査が適法とされた直近の裁判例として、東京高裁平成27年4月30日判決（高等裁判所刑事裁判速報集平成27年101頁）、捜査は違法とされたものの証拠能力までは否定されないとされた裁判例として、千葉地裁平成29年9月22日判決（判例時報2393・2394合併号68頁）、仙台地裁平成28年5月19日判決などがあります。
 - 4 例えば、京都地裁平成30年1月18日判決、千葉地裁平成29年9月22日判決、大阪地裁平成29年9月6日判決など参照

るのが現状です。任意捜査が適法とされてしまう事案や、任意捜査が違法とは認めつつも鑑定書の証拠能力が否定されず有罪となる事案の多くでは、真実は違法な捜査がなされているとしても、被疑者（被告人）の供述を裏付ける客観的証拠がなく、被疑者（被告人）の供述の信用性が否定される一方、捜査官の供述が信用できるなどと認定されてしまう実情があります。こうした事態を防ぐために、逮捕前の弁護活動の重要性が高まっています。

本書第2章では、逮捕段階の弁護活動の仕方について取り上げていきます。

2 勾留実務の状況

(1) 以前の勾留実務の状況

昭和50年代から平成18年まで、全国の裁判所における勾留請求却下率は1%以下でした⁵。つまり、検察官から勾留請求があれば、裁判所が勾留を認め、ほぼ10日間（延長されれば20日間）被疑者が勾留されるのが当たり前でした。

そのこともあり、また、勾留回避に向けた活動をしたとしても無駄骨に終わってしまうため、弁護人は身体拘束からの早期解放に向けた弁護活動にあまり熱心ではなく、被疑者が10日間（勾留延長された場合には20日間）勾留されることを前提として弁護活動を組み立てることが一般的でした。

5 「司法統計年報2 刑事編」（昭和58年版～平成18年版）参照

※ 裁判官の「勾留」に対する意識

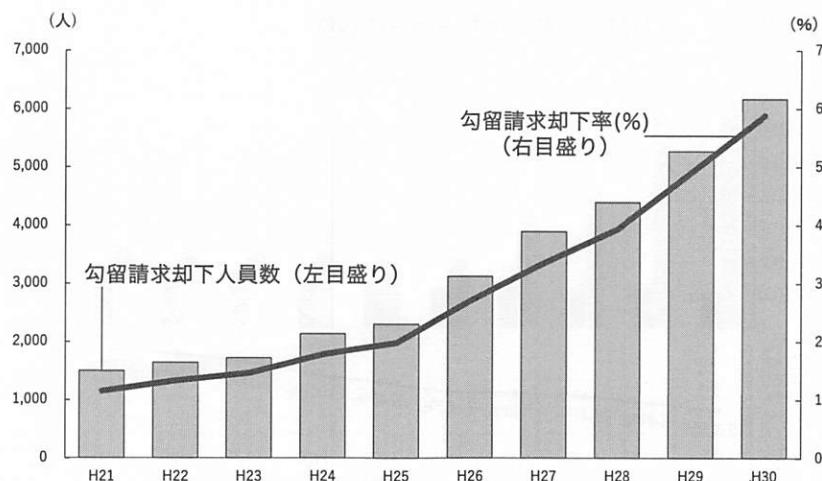
これまで著者が弁護活動をする中で、第1回公判の際、裁判官が被告人に対して「長期間勾留され、反省する機会があったはずだが、どのようなことを考えていたか？」と質問するのを見聞きすることができました。

また、保釈面接の際、裁判官が弁護人に対して「検察官が保釈に反対していることもありますので、保釈は許可できない。」と言ふこともありました。

大変残念なことに、我が国の裁判官の中には、勾留を「反省させるための手段」と考えたり、また「検察官が反対しているから保釈は許可しない。」と考えたりしている方がいるのが実情でした。

(2) 現在の勾留判断と刑事弁護活動の状況

■図表 1-1 勾留請求却下人員数と却下率の推移



※「司法統計年報2 刑事編」(平成21年度～平成30年度)より筆者作成

■図表 1-2 過去 10 年の勾留請求人員数、勾留請求許可人員数、勾留請求却下人員数及び認容率、却下率

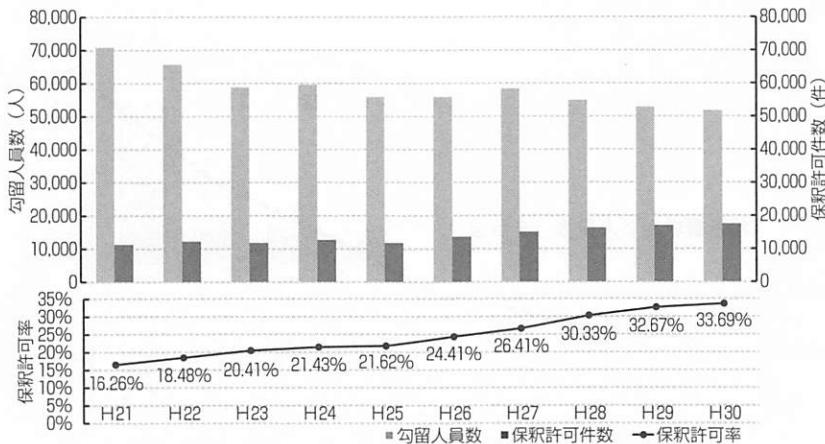
年度	勾留請求人員数	勾留請求許可人員数	勾留請求却下人員数	認容率	却下率
H21	129,327	127,792	1,504	98.81%	1.16%
H22	123,290	121,634	1,648	98.66%	1.34%
H23	117,866	116,102	1,727	98.50%	1.47%
H24	119,785	117,631	2,141	98.20%	1.79%
H25	115,799	113,483	2,308	98.00%	1.99%
H26	115,344	112,204	3,127	97.28%	2.71%
H27	115,898	111,988	3,891	96.63%	3.36%
H28	111,392	106,995	4,394	96.05%	3.94%
H29	107,268	101,993	5,268	95.08%	4.91%
H30	104,721	98,544	6,169	94.10%	5.89%

※「司法統計年報2 刑事編」(平成21年度～平成30年度)より筆者作成

平成17年に0.47%だった勾留請求却下率は平成19年に1%を上回り、平成30年には5.89%まで上昇しました。過去10数年で約5倍になった計算になります(図表1-1、1-2)。

また、起訴後の保釈許可件数・保釈許可率もここ数年大幅に上昇しています(図表1-3)。

■図表 1-3 保釈許可件数・保釈許可率の推移



※「司法統計年報2 刑事編」(平成21年度～平成30年度)

これらの変化は、平成 21 年に裁判員制度の運用が開始されたことを 1 つのきっかけとして、裁判官らの間で理由のない長期拘束を慎重に判断する動きが広がったことが影響しているものと考えられます。

さらに、最高裁決定（平成 26 年 11 月 17 日第一小法廷決定）⁶（以下、「平成 26 年決定」という）の影響も考えられます。

平成 26 年決定は、刑事訴訟法 60 条 1 項 2 号の「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」の有無について「罪証隠滅の現実的可能性の程度」を考慮して決する旨を判示しました。

つまり、同決定は、単に抽象的に罪証隠滅の可能性がある場合の刑事訴訟法 60 条 1 項 2 号該当性を否定したのです。

この決定をきっかけとして、勾留の必要性を慎重に考慮して、勾留請求を却下する事例や弁護側の勾留決定に対する準抗告を認容する事例が増えるようになりました⁷。

これらの勾留判断の変容に伴い、弁護人も被疑者の身体拘束からの解放に向けた刑事弁護活動を行うことが当たり前になってきました。

6 平成 26 年決定は、「被疑者は、前科前歴がない会社員であり、原決定によつても逃亡のおそれが否定されていることなどに照らせば、本件において勾留の必要性の判断を左右する要素は、罪証隠滅の現実的 possibility の程度と考えられ」と判示しました。事案の詳細については、第 7 章 174 ページを参照してください。

7 埼玉県弁護士会をはじめとして各単位会において全件準抗告運動がなされたことや、日本弁護士連合会主催の第 14 回国選シンポジウムにおいて勾留を回避する弁護活動の重要性が取り上げられたことなど契機として、ここ数年、勾留回避に向けた弁護活動が広く行われるようになってきました。その成果もあり、全国的に勾留請求却下率が上昇しています。

3 黙秘権を行使しない事案において、勾留決定を回避できる可能性を検討すべきことが弁護人のスタンダードとなっていること

(1) 弁護人が何もしなければ、不必要的勾留を回避することができない！

勾留判断が以前と比べて慎重になされるようになり、かつ、真実、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由や逃亡すると疑うに足りる相当な理由を解消する事情があったとしても、弁護人が何もせず、こうした事情を明らかにする証拠が提出されなければ、裁判官の立場としては、勾留請求を却下することはできません。

弁護人としては、黙秘権を行使すべきではない事案の場合には、罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由や逃亡すると疑うに足りる相当な理由を解消する事情を裁判官（勾留請求の段階では検察官）に積極的に主張し、本来勾留されないで済む被疑者の身体拘束を早期に解くことに尽力する必要があります。

つまり、勾留決定を回避するためには、弁護人が早期に被疑者と接見し、①住所・居所の有無（刑事訴訟法60条1項1号）、②罪証隠滅の現実的不可能性がないこと（刑事訴訟法60条1項2号）、③逃亡の現実的不可能性がないこと⁸、④勾留により被疑者に生じる不利益が大きく、被疑者を勾留して捜査を遂げなければならないほどの必要性がないこと、この4点に關係する事実関係を確認し、それぞ

●著者略歴

井上 侑（いのうえ たすく）

2006年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

2008年 上智大学法科大学院卒業

2009年 弁護士登録（東京弁護士会）

2011年 世田谷綜合法律事務所開設

2019年 身元保証ドットコム取締役就任

日本弁護士連合会接見交通権確立実行委員会委員、日本弁護士連合会国際人権条約（自由権・拷問等禁止・強制失踪・人種差別撤廃）に関するワーキンググループ委員、日本弁護士連合会刑事法制委員会委員